

議会受付番号	文書質問第 13 号
質問者	渡邊 昌一郎議員
答弁する者	市長 (市民活動部観光商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 13 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

既雇用者である J T B のコンサルタントの業務の実証について

2 質問の理由

平成 22 年度、平成 23 年度における既雇用者であるコンサルタントについては、平成 22 年度は 10 日間、平成 23 年度は 22 日の日当を 1 日あたり 7 万円に 10 パーセントの一般管理費を加えた支払いをしていることが各年度の清算書で確認できているが、コンサルタントの報告書が提出されていない。よって、このコンサルタントがこれだけの日数およびコンサルタント業務を実施したということが証明されていない。証明されなければ架空請求である。

このコンサルタントは各年度、何月何日、何時から何時、どのような相手に、どのようなコンサルタント業務をしたのか。

3 答弁

本市は、平成 22 年度に鎌倉市観光資源創出及び商品開発等事業を J T B 首都圏平塚支店に委託し、観光資源調査、観光客の動向・ニーズ調査、観光客を迎える側の意識・動向調査及びワークショップの開催が行われ、その結果として「鎌倉市観光資源創出及び商品開発等事業報告書」にまとめられて提出されております。

また、平成 23 年度には鎌倉市観光ネットワーク構築及び着地型観光商品開発等事業を J T B 法人東京法人営業神奈川西支店に委託し、地域資源発掘調査、着地型旅行の実施・検証、観光消費額及び経済波及効果に関する調査等が行われ、その結果として「鎌倉市観光資源創出及び商品開発等事業報告書」にまとめられて提出されており、それぞれの年度ごとに成果があったものと認識しております。

当該コンサルタントの業務は、これらの委託業務に反映されているものと考えています。